

不動産賃貸業を営んでいる方へ

固定資産税の償却資産とは

償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象のひとつとなります。

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、不動産賃貸業を営んでいる方で、申告の対象となる資産をお持ちの場合、償却資産の申告が必要となります。

償却資産の申告の対象となるもの

不動産賃貸業で償却資産の申告の対象となる資産には、以下のようなものがあります。

資 産 の 種 類		具 体 例
構 築 物	構 築 物	舗装工事、駐車場(アスファルト舗装・コンクリート舗装)、外溝工事、門、塀、フェンス、庭園、外灯、ゴミ置場、自転車置場等
	建 物 附 帯 設 備	受変電設備、電力引込工事、屋外給排水・ガス設備等
機 械 及 び 装 置		太陽光発電設備、駐車装置、駐車料金精算機等
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		家具付きアパートの場合の冷蔵庫・テレビ、看板、ルームエアコン及び室外機等